

茨城県議会議員一般選挙における政治活動

- ・政党その他の政治活動を行う団体については、選挙期日の告示の日から選挙期日までの間（12月4日から12月13日まで）は、下表の「規制される政治活動」が禁止される。
- ・ただし、選挙の行われる区域を通じて3人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体で、茨城県選挙管理委員会に申請してその確認書の交付を受けたものに限り、選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの間、「規制される政治活動」を「規制される政治活動を確認団体が行う場合の方法等」により行うことができる。
- ・選挙区ごとに確認団体の申請が必要である。

規 制 さ れ る 政 治 活 動		規 制 さ れ る 政 治 活 動 を 確 認 団 体 が 行 う 場 合 の 方 法 等	必要な手続等	根拠法令
(1)	政談演説会の開催	① 回 数 所属候補者の4倍に相当する回数を開催することができる。	あらかじめ県選管に届け出なければならない。	法第201条の8第1項第1号 法第201条の11第1項、第2項
		② 政治活動の態 様 従として所属候補者の選挙運動のための演説もすることができる。		
		③ 周知方法 規制を受けない手段（ラジオ、テレビ、新聞等）での周知は差し支えないが、ポスター、立札、看板、ビラ（これに類する文書図画を含む）、連呼行為という規制されている手段による場合は、一定の制限がある。（5）、（6）、（7）、（8）参照のこと。		
(2)	街頭政談演説の開催	① 場 所 停止した政治活動用自動車の車上及びその周囲においてのみ開催することができる。開催回数に制限はない。		法第201条の8第1項第2号 法第201条の11第1項 法第201条の12第1項、第3項
		② 政治活動の態 様 従として所属候補者の選挙運動のための演説もすることができる。		
		③ 注 意 点 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、授業、診療、療養等の妨げにならないように静穏保持に努めなければならない。また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってしまうように努めなければならない。		
		④ 禁止事項 午後8時から翌日午前8時までの間は開催することができない。		
(3)	政治活動用自動車の使用	① 台 数 政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて1台（所属候補者数が3人を超える場合には、超える数が5人を増すごとに1台を1台に加えた数）以内	県選管が交付した表示板を冷却器の前面その他外部から見やすい箇所に掲示しておかなければならない。	法第201条の8第1項第3号 法第201条の11第3項
(4)	拡声機の使用	① 場 所 政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含む。）の場所及び政治活動用自動車の車上においてのみ使用することができる。		法第201条の8第1項第3号の2
(5)	ポスターの掲示	① 枚 数 等 一選挙区ごとに100枚（当該選挙区の所属候補者数が1人を超える場合には、その超える数が1人を増すごとに50枚を100枚に加えた枚数）以内	ポスターには県選管が交付する証紙を貼らなければならない。	法第201条の8第1項第4号 法第201条の8第2項 法第201条の11第4項、第5項 法第201条の11第6項 法201条の13第1項第2号
		② 規 格 長さ85cm、幅60cm以内		
		③ 記載内容 所属候補者の選挙運動のために使用することができる。		
		④ 必要事項 ・ その表面に確認団体の名称並びに掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければならない。 ・ 県選管が交付する証紙を貼らなければならない。		
		⑤ 掲示箇所 国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できない。ただし、橋りょう、電柱、公営住宅、地方公共団体の管理する食堂及び浴場には、その管理者の承諾があれば掲示できる。		
		⑥ 禁止事項 当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものは使用することができない。		
(6)	立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）	次のア及びイのみ掲示することができる。	政談演説会告知用の立札及び看板の類には、政談演説会の開催についてあらかじめ県選管に届け出た際に、一の政談演説会につき5枚交付される証紙を貼らなければならない。	法第201条の8第1項第5号
		① できること ア 政談演説会告知用のもの及びその会場内で使用するもの イ 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの		
		② 規 格 制限なし		
		③ 枚 数 政談演説会告知用の立札及び看板の類については、1の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて5個以内。（会場内で使用する場合は、枚数制限はない）		

		④ 必要事項 - 政談演説会告知用の立札及び看板の類については、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。 - 政談演説会告知用の立札及び看板の類については、県選管の交付する証紙を貼らなければならない。		法第201条の11第8項、第9項
		⑤ 掲示箇所 国若しくは地方公共団体が所有し若しくは管理するもの又は不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には掲示できない。ただし、橋りょう、電柱、公営住宅などその居住者、管理者又は所有者の承諾があれば掲示できる。		法第201条の11第6項
		⑥ 禁止事項 - 当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものは使用することができない。 - 記載内容は、純然たる政治活動に限られ、投票の依頼又は勧誘等の選挙運動にわたる内容の記載はできない。		法201条の13第1項第2号
(7)	ビラ（これに類する文書図画を含む。）の頒布	① できること 県選管に届け出たもの2種類以内のものを頒布することができる。枚数・規格の制限はない。散布は禁止。 ② 記載内容 所属候補者の選挙運動のために使用することができる。 ③ 必要事項 その表面に確認団体の名称、選挙の種類及び確認団体のビラである旨を表示する記号（例：〇〇党 茨城県議会議員一般選挙 確認団体ビラ第〇号）を記載しなければならない。 ④ 禁止事項 当該選挙が行われる区域の特定の候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載したものは使用することができない。	県選管に届出が必要（2種類以内）	法第201条の8第1項第6号 法第201条の8第2項 法第201条の11第5項 法201条の13第1項第2号
(8)	連呼行為	① できること 次の場合に限ってできる。 - 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合。 - 午前8時から午後8時までの間に限り、政治活動用自動車の上においてする場合。 ② 注意点 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では、授業、診療、療養等の妨げにならないように静穏保持に努めなければならない。 ③ 禁止事項 選挙運動にわたる連呼行為はできない。		法第201条の13第1項第1号 法第201条の13第2項
(9)	掲示し又は頒布する文書図画への当該選挙が行われる区域の特定候補者の氏名又は氏名類推事項の記載	① できること 新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるもののみできる。 ② 注意点 政治活動用ポスターに掲示責任者として候補者の氏名を記載することもできない。		法第201条の13第1項第2号
(10)	国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布	① できること - 職員住宅及び公営住宅における頒布、新聞紙及び雑誌の頒布並びに郵便等又は新聞折込みの方法による頒布のみできる。 - 確認団体が、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物で開催される政談演説会の会場においてビラを頒布することは禁止されない。		法第201条の13第1項第3号
(11)	機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載	① 発行要件1 確認団体の本部で直接発行し、かつ通常の方法により頒布する機関新聞紙又は機関雑誌で県選管に届け出たもの各1について報道・評論を掲載することができる。（当該機関紙誌の号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除く。） ② 発行要件2 機関新聞紙については、政談演説会の会場において頒布することは、過去にそのような頒布の実績がなくても「通常の方法」に当たるとされている。 ③ 禁止事項 県選管への届出の前日までに、引き続き発行されている機関紙誌であっても、その期間が6ヶ月に満たない機関紙誌についてはその頒布方法は通常の方法としての政談演説会の会場での頒布に限られるので、機関雑誌については、過去に政談演説会での頒布実績がない限り、一切頒布できないことになる。	県選管に届出が必要（新聞紙及び雑誌各1に限る）	法第201条の15

※政党等のシンボルマークのみを記載したポスター、立札、看板の類の掲示及びビラの頒布も、「規制される政治活動」に含まれる。